

中学校自転車通学者ヘルメット購入補助金の廃止について

1 補助金の概要

- (1) 目的 自転車通学者の通学の安全確保及び交通安全意識の高揚を図ること。
- (2) 対象者 三木市立中学校に5月1日現在において在籍し、かつ、在籍する学校長の許可を得て自転車通学をしている生徒（交付は1回限り）
- (3) 補助額 ヘルメット購入額のうち1,000円

2 廃止理由

道路交通法の改正（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対し、自転車用ヘルメットの着用が義務化（努力義務）された。

自転車を利用する際は、年齢を問わずヘルメットを着用することとなるため、中学生を対象とした自転車通学者ヘルメット購入補助（補助額1,000円/人）は令和7年度までとし、令和8年度から廃止する。

3 過去5年間の実績

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
人 数（人）	158	118	137	112	108
補助額（円）	158,000	118,000	137,000	112,000	108,000

4 今後の予定

令和8年3月 保護者へ周知

教育事業補助金交付要綱の規定に基づく当該補助金交付
基準の廃止